

Citizens Network Against National ID Numbers(CNN)

CNN ニュース



国民背番号問題検討市民ネットワーク(CNN)

プライバシー・インターナショナル・ジャパン(PIJ)

河

村たかし衆議院議員(PIJ相談役)は、二〇〇一年十二月四日に、国会議員が、所属党派(政党)の承認印なしでも法案を提出できるようにする国会法改正案をまとめ、公表した。

河村議員は、この法案をまとめたねらいを次のように語っている。「国会最大の問題は、国会議員が法律案を出す場合に、党の承認が必要とされていることだ。政党の離合集散が加速している時代、あるいは寄り合い所帯的な政党が政策決定をせざるを得ない時代にあつては、こうした党の承認制度は時代錯誤だ。党の承認なしに、国会議員が自己責任で法案を提出できるようにすべきだ。」

河村(PIJ相談役) 議員が自己責任で立法できる法案を提出

—— 会派の承認なしに法案提出権を認める国会法改正案で、政党と議員のあり方を根本から問う

承認しないと、議員が国会に法案を出せない国は、世界中を見渡しても、どこにもない。」とも。

憲法は「国会は唯一の立法機関」と定めている。しかし、現実には、行政府の役人が法律をつくる、役人立法(閣法)一辺倒の状況だ。一方、役人立法に対峙するために議員立法をやるうとすると、党のハンコがいる。党による議員締め付けで、せっかくの議員立法案も挫折することもしばしばだ。

現行の国会法では、衆院二十人、参院十人の賛成議員(予算関係連法案は、それぞれ五十人、二十人)を確保できれば、法案の提出は可能だ。しかし、「慣例」によって、党の承認印がなければ法案は受理されない。

今回の改正案(「河村改正法案」)は、国会法に「会派の承認の有無にかかわらず、議案を発議できる」とする規定を加えることで、この慣例を廃止しようというものである。当然、河村改正法案に対しては反発もある。「政党の液状化、空洞化を招きかねない」との批判だ。また、政党政治の形骸化を心配する声もある。

河村議員らは、十二月四日、衆議院事務局長を訪ね、河村改正法案を提出した。しかし、法案賛同者二十人の要件はクリアしたものの、「会派承認」を受けていなかったために受理されなかった。会派承認印貫行廃止法案提出にも会派承認を要する、という皮肉な結果となったわけである。

河村改正法案は、政党と議員のあり方を根本から問い直すものだ。また、議員が、任期中に議員立法に努力し、どのような政策提言をしたのかを有権者の判断に委ねるという意味でも、重要な意味をもつ。さらに、密室立法にメスを入れ、開かれた議員立法のあり方を探る意味でも、一石を投じたといえる。

会派承認は「慣行」である。したがって、議員運営委員会の各会派申し合わせでも廃止は可能のようである。しかし、河村議員は、あえて議員立法の形で廃止の道を探った。これは、国民に開かれた形で、問題提起をし、議論を重ねて行きたいとの意向からだ。今後の動きに注目したい。

二〇〇二年一月十日

PIJ代表 石村 耕治

主な記事

- ・ アメリカIRSの納税者プライバシー憲章
- ・ 超党派の国民共通番号を考える国会議員の会が発足
- ・ 改正住民基本台帳法を考える国民会議が街頭キャンペーン
- ・ 米SSNの濫用規制と米議会の動き(3)

PIJ代表石村耕治からの年頭のあいさつ

新年あけましておめでとーございます

あけましておめでとーございます。二〇〇二年も、会員の皆さま方のPIJ支援をよろしくお願ひします。

今年八月五日に、最寄りの市区町村から、各人に十一ケタの国民背番号(住民票コード・国民共通番号)が送られてくることになっています。このままでは、役所による国民データの背番号監視が始まってしまうわけです。自由な日本社会の将来に禍根を残すことにもなりかねません。

この国民総背番号制によるデータ監視社会化構想をやめさせるために、一月から始まる通常国会が最後のチャンスとなります。超党派の「国民共通番号を考える国会議員の会(十二ページの記事参照)」に、国会議員の過半数を超える議員に参加を願ひする必要があります。そして、国民背番号導入廃止法案(改正住民基本台帳法廃止

法案)を通過させなければなりません。「国会議員の会」幹事の先生方には、自由社会と国民のプライバシーを護るために死力を尽くして下さるよう、切にお願ひ申し上げます。

一方、「改正住民基本台帳法を考える国民会議」には、キャンペーン活動を活発に行い、背番号廃止を実現に導いてくださるよう、切にお願ひ申し上げます。

PIJは、「国会議員の会」と「国民会議」双方の立場を強く支持し、他の団体とも協力し、背番号廃止が正夢となるように、今年最重要課題として総力をあげて取り組みます。会員をはじめとして、国民の皆様方のご支援とご協力をよろしくお願ひします。

二〇〇二年一月一日

PIJ代表 石村耕治

超党派の国民共通番号を考える国会議員の会発足

東京・銀座で、

「改正住民基本台帳法を考える国民会議」が街頭キャンペーン活動

知らない人が大半、知ってびっくり
共通番号制・国民背番号制＝住民票コードの「裏」の顔

前
号のCNNニュース二七号で発足を報じた「改正住民基本台帳法を考える国民会議(代表・ジャーナリスト櫻井よしこ氏)」が、二〇〇一年十一月二十五日の日曜日、東京・銀座で、二〇〇二年八月からの国民共通番号制導入に反対する街頭キャンペーン活動を行った。(同国民会議の「アピール」は、CNNニュース二七号十一ページ参照)

買い物客でにぎわう銀座数寄屋橋での街頭活動には、櫻井代表のほか、作曲家三枝成彰氏、弁護士清水勉氏、ジャーナリスト斎藤貴男氏、衆議院議員河村たかし氏らも参加した。

キャンペーン活動は、午前十一時から始められた。ふだんテレビで見ると人たちが間近にいるということも

あつてか、わずか二時間で三〇〇〇枚ものビラを配布。櫻井氏らが共通番号制(＝住民票コード)の問題点





を通行人一人一人に説明し、廃止を訴えた。
櫻井氏は「収入・借金・レンタルビデオの借り出し記録・学歴・病歴・妊娠出産歴等々、こうした個人情報が一元的に管理される日が目前まできている。それは単なるデータの管理を超えたプライバシー（個人情報）の監視だ。絶えず国家というストーリーにつきまとわれているような感覚を憶える不安な社会になるだろう。」

改正住民基本台帳法を考える国民会議が街頭キャンペーン

止するということは大変なことだ。しかし、やらなければならぬ。共通番号導入を止めるための法律実現に向けて、是非とも国民の皆さんの力を貸してほしい」と、訴えた。



河村議員も、狂牛病騒動を契機に、わが国で牛を十桁の共通番号で管理することになったこと

や、諸外国の実情を痛引き合いに出し、国民共通番号制を痛烈に批判する演説。

「牛は十桁、人は十一桁。こんなものを許していいのだろうか。私たちは牛ではない。人間に番号を付け、さらにはICカード（国内パスポート）を携帯させ、国家が個人を一元的に管理する。こんなことはドイツでは憲法違反、アメリカでもブッシュ大統領はやらないと明言した。イギリス、韓国、オーストラリアなどでも断念している。やろうと思えばいつでもやれる国々がなぜやらないのかを冷静に考えるべきだ」。

道行く人の多くは、国民共通番号制の導入が来年から始まることから、ほとんど知らないのが実情。

国家によって個人情報を一元的に管理されることの恐ろしさを櫻井氏らが説明すると、皆一様に驚きの表情を隠さなかった。しかも配ったピラは、一枚も道に捨てられることもなかった。これには、選挙などを通じて街宣歴二十年の河村氏も「長いこと街宣をしているが、こんなに手応えが良いことは、なかなかない」と満足そう。

参加した他のメンバーも、運動次第では、番号制廃止が正夢になると、かなり強い手応えを感じていたようだ。

大半の国民は、国民背番号制・共通番号制（「住民票コード」の「裏」の顔どころか、「表」の顔も知らない。こんな状況で、コードやカード導入が役人主導で有無も言わずに、どんどん進められていく。

政治と議員の責任は重い。
今後、PIJは、「改正住民基本台帳法を考える国民会議」の活動に、注目し支援していく。

(PIJ編集部)

改正住民基本台帳法を考える国民会議

代表 櫻井よしこ

事務局長 清水 勉（弁護士）

幹事 三枝成彰（作曲家）、田中康夫（長野県知事）、
山田宏（杉並区長）、斎藤貴男（ジャーナリスト）

〒160-0003

東京都新宿区本塩町12 四谷ニューマンション309

さくら道り法律事務所内

Te l 03-3353-3399 Fax 03-5363-9856

石村PIJ代表に聞く《「開かれた課税庁の納税者情報システム」を考える》

アメリカIRSの納税者プライバシー憲章

(Bill of Privacy Rights for the Taxpayer)

の意義とその運用状況について聞く

《話し手》

白鷗大学法学部教授

石村耕治

(PIJ代表)

《聞き手》

辻村祥造

(PIJ副代表)

私

たち納税者は、税金の申告や税務署への法定外資料の提出など、課税庁にさまざまな情報を提供するよう求められています。また、税務調査などを通じて、課税庁は、さまざまな納税者情報を収集しています。しかし、わが国においては、私たち納税者に向けて課税庁は、自らの情報収集のルール・基準を明らかにしていません。また、私たちから収集しないしは提供された情報を、課税庁内部で、どのようなルール・基準に基づいて取り扱っているのかについても明らかにしていません。

あたかも、「税務職員には公務員としての守秘義務があるから納税者のプライバシーは大丈夫だ、心配するな」といった態度です。見方をかえると、課税庁の納税者情報シ

テムは、主役であるはずの納税者には、まったく開かれぬ形で見守られているわけです。

この点、アメリカの場合、連邦課税庁であるIRS (=Internal Revenue Service、内国歳入庁)は、納税者の情報プライバシー権を護るための「プライバシー基準宣言 (Declaration of Privacy Principles)」や「納税者プライバシー権に関する運営方針 (Policy Statement on Taxpayer Privacy Rights)」を公表しています。後者の運営方針は、一般に「納税者プライバシー憲章 (Bill of Privacy Rights for the Taxpayer)」とも呼ばれています。さらに、IRSは、内部部局として、プライバシー擁護官局 (Office of Privacy Advocate) を設けています。

この擁護官局は、「プライバシー影響評価 (IRS Privacy Impact Assessment)」を実施しています。

つまり、IRSの新規の情報システム開発や納税者情報取扱基準の設定などをする場合、納税者のプライバシーに及ぼす影響を予測、評価し、さらには、プライバシー侵害防止策や代替案を比較、検討する業務を担当しています。

IRS (アメリカ連邦課税庁)の「プライバシー基準宣言」や「納税者プライバシー憲章」の内容、「プライバシー影響評価」の実情などについては、これまで、わが国ではまったく紹介されていません。そこで、石村耕治PIJ代表 (白鷗大学法学部教授) に、辻村祥造PIJ副

代表が、アメリカの課税庁が納税者の情報プライバシー権を護るため、どのような基準を設け、どのように実行しているか聞き、みなさんに報告いたします。(PIJ編集部)

求められる
「開かれた納税者情報システム」

「辻村」アメリカでは、納税者権利保障法制の整備などを通じて、税務調査を始めとした税金に関連するさまざまな手続の透明化が、先進諸国の中でも格段に進んでいます。遅々として進まないわが国とは対照的といえます。また、各種の課税庁の情報システムの構築・運営にあたっては、納税者本位が貫かれていると聞きます。

とくに、納税者情報システムについては、その透明化を進める一方で、プライバシー権を徹底的に保護する政策がとられているようですが。

「石村」確かに、アメリカには、納税者に「開かれた情報システム」づくりに懸命に取り組む、進んだ動きがあります。

わが国では、国の課税庁は、私たち納税者からかき集めた情報を、KSK (国税総合管理システム) のような情報システムで管理・保存し、

アメリカIRSの納税者プライバシー憲章

アメリカIRSの納税者プライバシー憲章

利用することになっていきます。また、情報によっては、手書きのまま管理・保存、利用することになっていきます。ところが、納税者情報の管理・保存・利用のルール・基準が一般に公開されていません。

「辻村」また、納税者情報は、いつまでもどのように保存され、あるいはどのように利用され、それらの利用記録はだれがチェックしているのでしょうか。わが国の課税庁がこうした透明化の手続きのルール・基準を持っているのかどうかもわかりませんし、あったとしても納税者一般に公開しようという姿勢にはありませんね。

「石村」さらにいえば、わが国の場合、課税庁は、内部の情報システムや操作手続にプライバシー上の問題がある場合には、どのような対応をしているのでしょうか。こうした場合のルール、安全基準があるのかどうかも定かではありません。

課税庁の納税者情報システムにおいては、情報を出した納税者が主役でなければなりません。ところが、わが国では、本来、主役であるはずの納税者は、まったく蚊帳の外に置かれているわけです。言い換えると、納税者に「開かれた」課税庁の納税者情報システムの理想からは程遠い状況にあるわけです。

「辻村」つまり、これだけ情報化が進んできているのに、日本における課税庁の納税者情報システムは、依然として「密室行政」の伝統の下にあるわけですね。これでは、納税者の「自己情報のコントロール権」は、いまだ絵に描いた餅ととってもいい状況にあるわけですね。

IRSの、納税者プライバシー憲章が出されるまでの経緯

「辻村」この点、アメリカはどうなのでしょう。これが、本日のメインテーマです。

そこで、さっそくですが、アメリカ連邦課税庁（IRS）内国歳入庁（の納税者プライバシー憲章についてお聞きしたいと思います。

「石村」承知しました。ところで、「納税者プライバシー憲章（Bill of Privacy Rights for the Taxpayer）」は通称です。正式には、「納税者プライバシー権に関する運営方針（Policy Statement on Taxpayer Privacy Rights）」といえます。一九九四年の十月に、IRSから発布されました。「辻村」どのような経緯でつくられたのですか。

「石村」アメリカの連邦プライバシー

法（Privacy Act）は、一九七四年に制定されました。この法律の制定を契機に、公的セクターでの国民「情報プライバシー権」が制度的に保障されることになったわけですね。

「辻村」これ以後、数多くの訴訟や実務の積み重ねにより、「自己情報のコントロール権」とは何か、はつきりと分かるようになっていったわけですね。

「石村」そうですね。ただ、こうした判例や実務のほとんどは、「文書（紙）媒体」の時代に積み重ねられたものです。言い換えますと、「電子媒体」の時代のものではないわけです。

「辻村」かつては、文書、さらにはせいぜい磁気テープ、マイクロフィツチといった記憶媒体が全盛の時代でした。この時代の情報プライバシー権と、今日のような、高性能な電子媒体を使い大量の情報を効率的に記録でき、それをネットワーク化し、瞬時に流通できる時代のプライバシー権とが、同じ認識でとらえられていいわけはありませんね。

「石村」そのとおりです。とくに、インターネットが普遍化した今日、電子化したあらゆる情報を瞬時に、地球規模で移転できるわけです。

「辻村」いったん納税者のプライバシーが漏れ出すと、地球規模で駆け

巡る可能性もありますからね。

「石村」一九八〇年代に入り、連邦の課税庁であるIRS（内国歳入庁）は、保有する情報を「紙の文書」ベースから「電子データ」ベースに転換し始めました。とくに、IRSの場合、納税申告情報だけでも膨大な量に登ります。それが、年々増えて行きます。また、税金の徴収に関する情報も膨大な量に登ります。

一方で、徴税コストを下げるようにとの議会筋などからのプレッシャーがあります。IRSは、コンピュータを使ったデータ照合プログラムなどを効率的に利用するために、保有情報の電子化を大掛かりに進めて行きました。

IRS保有情報は、大きく「税務行政情報」と「納税者情報」とに分けることができます。

「辻村」どう違うのでしょうか。「石村」そうですね。「税務行政情報」とは、やさしくいうと、税務調査対象者選別基準とか、課税庁内部にある情報です。こうした内部情報は、もともと、連邦の情報公開制度のもとで開示対象となります。情報公開制度の展開とともに、「税務行政情報」の公開事務もIRSの重要な業務となって行きました。

「辻村」つまり、政府情報公開制度の

利用の広がり、手続の効率化のために、IRSは、税務行政情報の電子化を進める必要があったわけですね。
 「石村」そうです。

IRSは、一方では、課税庁内部のデータや資料など、“税務行政情報”の電子化の課題、もう一方では、法人や個人の“納税者情報”の電子化、という課題を抱えていたわけです。

「辻村」当然、この場合の重大なプライバシー問題は、多くは“納税者情報”の電子化に関して起きてくるのでしょうけども。

「石村」そのとおりです。納税者情報の電子化に伴う「プライバシー上の課題」をどういった方針・基準に従ってクリアすべきか、問われていたわけです。

IRSの、
 『プライバシー・プロジェクト
 ・レポート』

「石村」一九九一年に、IRSはプライバシー戦略の抜本的な見直しを始めました。検討結果は、『プライバシー・プロジェクト・レポート (Privacy Project Report)』（一九九二年）にまとめられました。
 「辻村」そのレポートではどのような勧告が行われたのでしょうか。
 「石村」レポートに盛られた勧告の

骨子を挙げると、次のとおりです。

- ・ IRSは、機関としてのプライバシー・プログラムを制度化すること、
- ・ IRSのプライバシー保護政策を明確に打ち出すこと、
- ・ IRSは納税者のプライバシー権を擁護者として奉仕すること、
- ・ IRS内部でプライバシー基準や規則、手続を定め、かつ、それを実施するための最良の方法を検討すること、
- ・ 年次の業務計画にプライバシーの視点を盛り込むこと、
- ・ 計画された業務に対しプライバシー保護のための最大の注意を払い、プライバシー上の課題を確認し、かつ評価すること、
- ・ IRSのプライバシー・プログラムに対する一般国民の理解を喚起し、かつ一般国民との信頼性のギャップをなくすために、広報プログラムをつくること、
- ・ 新規職員に対するオリエンテーション・プログラムに、IRSの使用命としてプライバシー尊重がいかに重要であるかについての教育も盛り込むこと、そして、
- ・ 全般的なプライバシー教育プログラムを確立すること。

以上です。

アメリカIRSの納税者プライバシー憲章

「辻村」かなり明確に納税者のプライバシーを護る方針を打ち出しているように見えますが。

「石村」そうですね。私たち日本人のように役所社会主義に慣れ親しんでいる者にとっては、役所が国民のプライバシーを徹底して護ろうという政策を打ち出すこと自体が驚きかもしれませんね。

わが国では、役所は、国民・納税者のプライバシーを自由にかき集め、どう使おうと思いのまま、といったことを黙認する風潮が強いですから。

「辻村」「国民・納税者は主役」といつては見たものの、役所に国民、納税者のプライバシーを徹底して護れ、と主張する声は小さいですからね。私たち日本人は、自由とか市場競争経済とか言っても、その真髄は何なのか、分かっているわけではないから。悲しいかな、すべてにつき、「役所が主役」なわけです。

それでも、大半の国民は、わが国は自由主義の国で、資本主義体制の国だと思っているわけです。

「石村」こうした風土では、なかなか自分のプライバシーは自分で管理する権利があるという、いわゆる「自己情報のコントロール権」という考えが定着しにくいといえます。
 「辻村」見方をかえますと、課税庁

にある、各種の納税者情報システムも「納税者本位」でなくとも、大半の国民・納税者は疑問に思わない。

IRSに対する

連邦会計検査院(GAO)の勧告

「石村」話を戻しますが、一九九二年に、連邦会計検査院(GAO - General Accounting Office)は、『税制の現代化、システム構築における安全性とプライバシー面での課題 (Tax Systems Modernization: Concerns Over Security and Privacy Elements of the Systems Architecture)』（一九九二年）と題する報告書を出しました。

この報告書は、電子化、情報化に向けたIRS機構改革に対し、データとプライバシーの安全性との面について、議会筋からの注文を文書にしたものです。

「辻村」ところで、連邦会計検査院(GAO)とは、どんな機関なのか。

「石村」GAOは、連邦議会(Congress)に設置された機関です。政策決定過程や会計の監査業務に加え、議会の立法・監督機能の補助などの業務に当たっている機関です。

「辻村」GAOは、その報告書のおかげで、IRSに対しどのような勧告

を行ったのでしょうか。

〔石村〕GAOは、IRSの機構の電子化、情報化システム・プランの中に、プライバシーを護る仕組みがまったく織り込まれていないことを指摘しました。一応、IRSの機構の内部には、納税者のプライバシー保護に関しては、納税者のプライバシー保護に関する三つの部署がありました。しかし、IRSの機構改革プランには、ほとんどこれらの部署の参加が許されていないことを問いました。

連邦議会公聴会でIRSの
プライバシー保護対策が問われる

〔石村〕GAOの報告を受けて、連邦議会は、IRSの機構改革・現代化プランにおいて納税者プライバシー保護政策が欠落している点に注目しました。

一九九三年の第一〇三回連邦議会・下院歳出委員会にある財務、郵政・一般政府歳出小委員会の公聴会に、IRSのマイケル・ドーラン長官代理（当時）が呼ばれました。

〔辻村〕連邦議会が、IRSの機構改革におけるプライバシー保護策を問いたためです。

〔石村〕そうです。IRSのドーラン長官代理は、この公聴会で、IRSのプライバシー保護策の現状について説明をしました。そして、保護

アメリカIRSの納税者プライバシー憲章

策の点検、改善の動きを監督するために、IRS内部に上級チェック機関を新設する提案をしました。

〔辻村〕議会はこの提案に応じ、予算措置を講じたのでしょうか。

〔石村〕議会は同意しました。公聴会から四カ月後の一九九三年一月に、IRSは、「プライバシー擁護官局（Office of Privacy Advocate）」を設けました。

〔辻村〕プライバシー擁護官局は、いわゆる「苦情処理機関」ではないのです。

〔石村〕違います。課税庁内部に設けられた、「政策提言機関」であり、「プライバシー影響評価機関」でもありません。政策提言の面では、擁護官局は、二つの重要な政策を立案しました。

後で触れますが、一つは「プライバシー基準宣言（Declaration of Privacy Principles）」です。そして、もう一つは「納税者のプライバシー権に関する運営方針（Policy Statement on Taxpayer Privacy Rights）」です。

〔辻村〕これらの政策を明確にすることで、IRSの納税者のプライバシーを護る方針を内外に明らかにしようというわけです。

〔石村〕IRSは納税者データの安全性に積極的に取り組み、納税者

のプライバシーを権利として護ると公約したわけです。

つまり、IRS内部でのシステム構築はもちろんのこと、納税者情報の収集・保管・利用・提供などにあたっては、納税者の情報プライバシー権の擁護を第一に考えてやります、と一般国民に対し公約したわけです。

〔辻村〕プライバシー擁護官局は、その後どのような任務を担当しているのですか。

〔石村〕一九九七年一月に、プライバシー擁護官局は、新たに設けられた「安全基準・評価局（Office of Security Standards and Evaluation）」に吸収され、いったん発展解消しました。しかし、二〇〇〇年九月に、IRSのさまざまな業務戦略立案におけるプライバシー、チェックを行う機関として、新たに設けられた「コミュニケーション・リエゾン局（Office of Communication and Liaison）」に再び設置され、今日にいたっております。

現在は、IRSの各部署で開発される納税者情報システムについて、プライバシー影響評価を実施することが主な任務となっています。

「プライバシー基準宣言」を読む

〔辻村〕これまでの経緯についての説明ありがとうございます。これ

から、本題に入りたいと思います。石村代表、まず、「プライバシー基準宣言」から、説明いただきたいのですが。

〔石村〕承知しました。「プライバシー基準宣言」は、一九九四年五月に、IRS長官から、全職員に対して発布されました。長官は、この宣言に発布にあたり、次のようなポイントについて訓示をしています。

「この基準に従って納税者情報を取り扱うのは、IRS全職員の責務であること、
納税者のプライバシーを保護する責務は、税法を公正かつ効率的に執行するという、IRSの基本的な使命の一部をなしていること、
どのような情報がどのような目的で収集できるのかについては、その基準と手続が明確にされなければならないこと、
納税者の個人的な金融関連の情報の収集・利用・頒布については、法令に従う以外は、それが禁止されること、
IRS職員は、すべての納税者に対し、公正かつ誠実に対応するとともに、納税者が自己の情報が保護される安心感が持てるような対応をすること。」

〔辻村〕それで、プライバシー基準宣

言はどついつた内容なのでしょうが。「石村」プライバシー基準宣言は十の基準からなっています。仮約を紹介すると、次のとおりです。

《IRSのプライバシー基準宣言》

基準1 納税者のプライバシーを護り、部外秘の納税者情報を擁護することを公約します。
 基準2 納税者に関するいかなる情報も、税務執行その他法的に義務化ないしは許容された目的には必要がなくかつ無関係である場合には、それを収集ないしは利用してはならないものとします。
 基準3 情報は、最大限まで可能な限り、当事者である納税者から直接収集することとします。
 基準4 第三者から収集した納税者に関する情報は、当該納税者に不利な処分が行われる以前に、最大限まで可能な限り、本人に確認してもらうこととします。
 基準5 本人識別ができる納税者情報は、その情報が収集された目的に限り利用することとします。ただし、他の目的への利用について、特に法律が認めている場合や強制している場合は除くこととします。
 基準6 本人識別ができる納税者情報は、法令に求められる保有期間経

過後は、廃棄するものとします。

基準7 納税者情報は部外秘とされるとともに、法律が認める場合や公務の執行の場合を除き、これをIRSの部内若しくは部外のいかなる者との議論の対象としたり、あるいは開示されてはならないものとします。

基準8 IRS職員が、納税者情報の拾い読みをしたり、納税者情報に不正にアクセスすることは、重大な守秘義務違反となり、許されないものとします。

基準9 納税者情報の正確性、信頼性、完全性及び最新性を保つように求めるのは、すべての納税者を公正に取り扱うことがねらいです。

基準10 納税者のプライバシー権は、常にこれを尊重するものとします。また、すべての納税者を、誠実、公正かつ丁寧に扱うものとします。

「辻村」恥ずかしい限りですが、このようなプライバシー基準の宣言が存在することを初めて知りました。貴重な資料といえますね。

それでは、これらの基準について、石村代表に、少しコメントを加えていただきたいと思います。
 「石村」基準1および基準10は、IRSのプライバシー保護プログラムにおける、「哲学」をうたったものといえ

ます。基準2は、連邦プライバシー法

五百二十二a条(e)(1)、基準3は同法五百二十二a条(e)(2)、基準4は同法五百二十二a条(e)(2)及び(e)(5)、基準5は同法五百二十二a条(a)(7)、基準6は前述の連邦会計検査院(GAO)の報告書『税制の現代化システム構築における安全性とプライバシー面での課題』(一九九二年)の勧告の内容、それから基準7は連邦プライバシー法五百二十二a条(b)を、それぞれ簡潔にルール化したものです。

また、基準8は、GAOの報告書を基にしていますが、一九九七年には「拾い読みから納税者を保護する法律(Taxpayer Browser Protection Act)」の制定により、罰則付きで厳しく規制されました。これにより、課税庁職員は、文書はもちろんのこと、電子媒体で保存されている納税申告情報を、法的に認められる職務遂行の場合を除き、勝手にスクリーン(画面)上で拾い読みすることは禁止されています。

さらに、基準9は、連邦プライバシー法五百二十二a条(e)(5)を、簡潔にルール化したものです。
 「辻村」基準の多くは、連邦プライバシー法に準拠してつくられているわけですね。ところで、連邦プライバシー法は、邦訳されたもので、参照できるものはあるのでしょうか。

「石村」あります。ちょっと古いですが、総務庁行政管理局行政情報システム参事官室監修『世界個人情報保護法』(一九八九、ぎょうせい)の中にある、『一九七四年プライバシー法(アメリカ)』の邦訳が役に立つのではないかと思います。

「納税者プライバシー憲章」とは何か
 「辻村」次に、「納税者プライバシー憲章」についてお話をください。
 「石村」すでに触れましたように、「納税者プライバシー憲章」は通称です。正式には、「納税者のプライバシー権に関する運営方針」といいます。IRSがこの運営方針を出した趣旨は、納税者プライバシー権を保護するには、単に法律上の要件にしたがつていけば十分といえるものではないというところにあります。むしろ、課税庁と納税者との間での倫理的な関係において、暗黙の形で存在するプライバシー権についての社会的責任をはっきりさせようということがねらいです。

「辻村」端的にいえば、課税庁職員が納税者のプライバシー権を保護する場合の職業倫理規程のようにみてもよいのでしょうか。
 「石村」そうみてよいでしょう。実

アメリカIRSの納税者プライバシー憲章

アメリカ IRS の納税者プライバシー憲章

は、この運営方針は、一九九四年十月に、IRS 長官が出しましたが、その後、「IRS 職員行動規程」(IRS Rules of Employee Conduct) に挿入されており、すなわち、辻村副代表の見方は正しいといえます。

〔辻村〕それでは、IRS の運営方針、つまり納税者プライバシー憲章について紹介してください。
〔石村〕承知しました。全文を仮訳して紹介します。

《納税者のプライバシー憲章》

・ IRS は、すべての納税者のプライバシー権を十分に保護する任務を果たします。これらの権利のほとんどは法律に定められています。しかしながら、IRS は、法律上の要件にしたがっていれば十分とは思っていません。

さらに、IRS は、課税庁と納税者との間の倫理的な関係において、暗黙の形で存在するプライバシー権についての社会的責任をはっきりさせる必要があると思っています。このような倫理的な関係における要点は、誠実、廉潔、公正および丁寧です。

・ 納税者プライバシー権のうちで最も基本的なことは、納税者が、IRS は個人の金融情報の秘密を護ると信頼で

きることで、また、納税者には、IRS は、法律に認められかつ歳入庁の職務を執行するに必要な限りにおいて個人を識別できる情報やデータを収集、保存、利用および頒布すると信頼する権利があります。

・ IRS は、すべての納税者を公平に取り扱うために、納税者の個人的な金融データの清廉性と流用性に対する安全対策を実施し、かつ、公正な情報および記録保存実務の遂行に努めます。

IRS の職員は、個人のプライバシー権を尊重する考えに立って自己の職務を遂行し、自己の職務遂行が、法律、規則および善良な職務慣行に従って行われるように努めます。IRS は、記録保存実務において、個人が法律に基づいて連邦憲法修正第一条上の権利(「請願権など」)を行使することを尊重します。

・ IRS は、プライバシー権の擁護者として、情報慣行を規制するとともに公衆や公務員によるアクセスから保護することにより、納税者に対する社会的な責任を真摯に受け止め、これを果たします。

IRS は、さらに、社会的責任の面では、納税者の法的および行政的な権利に加え、納税者への対応上の倫理についても関心を持っています。

「IRS プライバシー影響評価」とは何か

〔辻村〕それから、IRS 内部には「プライバシー擁護官局」(Office of Privacy Advocate) が設けられていることでしたが、この擁護官局は、「プライバシー影響評価(PIA=Privacy Impact Assessment)」を実施しているわけですね。この IRS の「プライバシー影響評価(PIA)」についてお話しください。

〔石村〕プライバシー擁護官局は、IRS が新しい情報システムを開発する際に、プライバシー侵害につながるリスクがないかどうか尋ねられる場合には、それについての影響評価をするための部署です。

〔辻村〕具体的には、評価をどう進めるのでしょうか。

〔石村〕IRS が新たな情報システムを開発するとします。この場合、PIA (プライバシー影響評価) は、一連の質問に答えてもらう形で進められます。その上で、新システムに収集・保存される予定の情報に関し、IRS のシステム業務担当、システム技術開発担当、擁護官局の三者が話し合う形で進めてきます。〔辻村〕どのような質問なのか。〔石村〕質問は大きく四つに分か

ています。これらの質問に対し、IRS システム業務担当、システム技術開発担当は、詳細に答えるように求められます (Office of the Privacy Advocate, IRS, IRS Privacy Impact Assessment (1996))。やさしく説明すると、各質問は次のとおりです。

《IRS プライバシー影響評価のための質問事項》

質問1 システムで処理の対象となる情報の種類

誰に関連する情報か(納税者、職員、その他)

情報源は誰か (IRS、他の連邦機関、州若しくは地方機関、その他、個人)

情報の入手先は IRS か、個人か、そして

その情報の正確性、完全性および最新性は、どのように確認されるのかなど

質問2 情報に対するアクセス手続誰にアクセスが許されているのか

アクセスはどのような手続を踏んで決められるのか

利用者はあらゆる情報にアクセスできるのか、あるいはアクセスは限定されているのか

情報の利用権限がある者の濫用を

防ぐための制御があるのか、他の情報システムと相互接続が可能なのか、そつである場合には、情報保護について誰が責任を負うのか、

他の行政機関が情報を共有できるのか、そつである場合には、情報をもどのように利用できる形となつていくのか、適正な利用を確保する責任は誰が負うのか、そつして

各種法律上の要件を遵守するため、どのような制御が置かれていくのかなど

質問3 入力予定の情報

入力される情報はシステムが予定している業務に関連しかつ必要なものなのか、

情報が集約されることにより新たな情報がつくられるのか、そつである場合には、その新たな情報が正確かつ利用目的に適切に関連するものであるかどつかはどのように確認されるのか、

その新たな情報に対する不正なアクセスや利用を防ぐために、どのような制御が置かれるのか、そつして、

組織統合、緊急の政策決定あるいは新技術により、個人の正当な手続を受ける権利が影響を受けるのかなど

質問4 執行上の制御

システムの中では、どのようにして各個人を公平に扱つのか、

複数のサイトに存在することになるシステムおよび情報の一貫性のある利用を可能とするために、どのような手続が置かれていくのか、情報の保有期間はどうなのか、情報の廃棄、情報が保存される場合、その正確性、的確性、最新性および完全性を確認するのに、どのような手続が置かれていくのか、そつして

てしまおう。そつして、その結果、問題が発見されれば、デザインの段階で見直しをしよう。まさに、プライバシー影響評価は、こうした考えが基礎となつていくわけだ。

動きについては、またの機会に紹介いただきたいと思ひます。

「辻村」内容をうかがうと、PIAは課税庁の情報システムが納税者本位になつていくのかどつかについて、かなり厳格にチェックする仕組みになつていくと思ひます。

とくに、二〇〇〇年五月に、当時のクリントン大統領が、行政機関が新たなコンピュータ・システムを開発する場合には、必ずプライバシー影響評価を実施するように求めました（Press Release, The WhiteHouse, The Clinton-Gore Plan to Enhance Consumers' Financial Privacy (May 1, 2000)）。

「辻村」私も、この点は非常に危惧しております。まあ、わが国の電子政府構想では、「役所が主役」、言い換えると「国民は脇役」だからでしょう。

アメリカIRSの納税者プライバシー憲章

「石村」ドブが何度も溢れ出して初めて下水を設置すればいいのだという考え方があります。そつして、一方では、下水が完備されていないところには住宅は建てさせてはいけなという考え方もあります。

また、同年十月には、連邦議会予算局(OMB)は、連邦各機関に対し、「プライバシー影響評価の利用をはじめとした(中略)情報処理についてのそれぞれのプライバシー政策に関する情報を出すように求めました」(OMB Budget Data Request No.01-3 (Oct 31, 2000))。

「辻村」IRS以外の行政機関での

実施すべきでしょうね。

〔石村〕納税者の金融プライバシーを取り扱う課税庁については、とりわけ影響評価は必要といえます。

日米の

納税者プライバシー環境を

比較点検する

〔石村〕ところで、わが国の税制には、アメリカなどにはない年末調整制度（年調）があります。この仕組みの下、年調に必要ということで、守秘義務もない勤め先に、家族のプライバシー（個人情報）を強制的に告知させるわけです。

これを何十年間も、“集団主義は楽チン”だといった感覚で継続してきたわけです。言い換えますと、個人主義的な自主申告は役所にたて付いているようなもの、むしろ“源泉・年調が無難”、という風土が育つてしまったわけです。まさに、プライバシー・リスク無視の制度が、納税者植物人間状態を意図的に作り出しているわけです。

〔辻村〕全員ではないでしょうけども、ふつうのサラリーマンやOLには、こう言った考えが根付いてしまっているのではないのでしょうか。というよりも、「自主申告」が、民主主義の基礎だなどという意識は、最

アメリカIRSの納税者プライバシー憲章

初から無いわけです。

〔石村〕残念ながら、これがわが国の実情なわけです。

こんな状態で、アメリカの課税庁での納税者プライバシー憲章やプライバシー基準などを紹介して何になる、という感じもしないわけでもありません。しかし、プライバシーを尊重し、アメニティある生活環境を充実させていくには、私たち納税者が課税庁に提供した情報がどう扱われるのか、やはり納税者情報のハンドリング・ルールを透明化していくことが求められているのではないかと思います。

〔辻村〕IRSの納税者プライバシー憲章は、“納税者対課税庁”の関係において適用あるスタンダード（基準）なわけですね。

〔石村〕そうです。

〔辻村〕ところが、わが国の場合、この国に特有の、年末調整制度（年調）という仕組みがあるわけです。

わが国の場合には、“納税者対雇用主”の関係に適用のある、アメリカとは別途の意味でのプライバシー・スタンダードが必要ともいえますね。

〔石村〕まあ、年調の廃止ということも考えられますが……

わが国ではかつて、会社社会主義と役所社会主義、つまり「日本株式

会社」が全盛の時代でしたから、自分の税務は“すべて会社と役所に丸投げ”が当然のように思われてきたのではないのでしょうか。

わたしは五、六年の海外留学を終えて帰国した直後、職が定まらず、英会話を教えていたことがありません。その英会話学校の同僚のアメリカ人が、「学校の事務が年調（Year end adjustment procedure）をするので、ワイフの収入を聞きたいというのだけでも、ずいぶんプライバシーの取扱いが野蛮だなあ」と嘆いていたのが、印象に残っています。

〔辻村〕何の守秘義務もない、プライバシー保護規程も満足にない、しかも誰が覗き見するか分からないところ（勤務先）に、必要以上に自分や家族の個人情報を提出するように求めるわけですから。アメリカのような、全員確定申告の国からきた納税者にとつては、大変なストレスになるのでしょうか。

民間の立場で

納税者プライバシー影響評価

の仕組みを考えよう

〔石村〕このように、わが国では、年調というかたちで、納税額の確定という極めて公的な色彩の濃い手続をアウトソーシングしているわけ

です。その結果、配偶者の所得や障害者手帳の「コピー」などの個人情報、アウトソーシング先である雇用主に出さざるを得ないわけです。

言い換えると、民間企業に勤めるサラリーマンやOLは、自分のプライバシーを、何の守秘義務もない雇用主に提出するように求められることになるわけです。

〔辻村〕しかも、“納税者対雇用主”の関係におけるプライバシー保護基準をどうするかについての公共政策がまったくないわけですね。

〔石村〕そのとおりです。したがって、現行の年調を続ける前提にたてば、わが国でも納税者プライバシー憲章あるいは基準を検討しようとする場合には、この面での対応も必要不可欠といえます。

〔辻村〕“納税者対課税庁”の関係の面での納税者プライバシー憲章や基準をつくるのはもちろんのことでしょう。ただ、わが国の場合には、むしろ、“納税者対雇用主”の面での納税者プライバシー憲章や基準の優先的な検討・確立が求められているわけですね。

また、雇用主が給与計算ソフトなどを利用して、従業員の源泉所得税や年調に関する情報システムをつくり、そこに納税者情報を保有してい

るケースが一般でしょう。としますと、この情報システムについてのプライバシー影響評価を、誰が、どう実施するかも大きな課題ですね。「石村」そうですね。

「納税者対雇用主」の面での納税者プライバシー保護についての公共政策の検討は急務です。雇用主がデザインした納税者情報システムについては、プライバシー影響評価制度をつくり、いまずぐにでも影響評価を実施すべきでしょう。

この点では、年調制度のないアメリカなどとは異なる、わが国独自の視点が必要とされているともいえます。

ただ、従業員の源泉税や年調などの納税者情報システムについてのプライバシー影響評価を、「官」つまり「役所」にお任せではいけません。雇用主には、新たな税務調査のように映り、冷ややかになりかねません。やはり、ここは、税理士などがやる方向性で検討すべき課題ではないでしょうか。

「辻村」関与先の納税者情報システムのプライバシー影響評価を税理士がやるのも一案ですね。税理士会が音頭をとって制度を検討するのではいかがでしょうか。

「石村」そうですね。ただ、悲しいかな、役所の方にだけ顔を向けなが

ら、「国民本位の税理士制度」とか、空念仏を唱えているのが今の税理士会のように見えます。あまり過度な期待するのは難しいかもしれませんが。

むしろ、PIJの姉妹団体である、民間政策提言機関・コンピュータクス・ジャパン（日本コンピュータ税務研究機構）の方で、「納税者プライバシー影響評価制度検討委員会」を立ち上げてやるのも一案でしょう。そこで、「官益」ではなく、

「民益」に奉仕する観点から、税理士向けのマニュアルづくりをしたいと思えます。

「辻村」いい考えだと思います。是非とも参加させてください。

石村代表、本日は、わが国でほとんど紹介・検討されていない点を含め、最新の動向を解説くださり、ありがとうございました。

眼からうつろうのが落ちるようなポイントがたくさんありました。CNNニュースの読者の方々も、非常に参考になったのではないかと思います。

アメリカIRSの納税者プライバシー憲章

二〇〇一年十二月、国会内に、自民、保守、民主の超党派の議員からなる「国民共通番号を考える国会議員の会」が発足した。

この会の発起人は、坂上善秀（自民）、佐藤章（自民）、奥谷通（自民）、平沢勝栄（自民）、森岡正宏（自民）、馳浩（自民）、松波健四郎（保守）、鶴岡庸介（保守）、河村たかし（民主）、野田佳彦（民主）の各議員。

超党派の

「国民共通番号を考える国会議員の会」発足

櫻井よしこ氏を講師に、背番号制の廃止・再検討を始める

九九九年八月の住民基本台帳法の強行成立を受け、二〇〇二年八月五日までに、国民全員に対し十一ケタの背番号が通知されることになっている。国民総背番号制は共通番号制の実施が迫ってきている。また、ICチップ入りのIDカードの任意交付が、各自治体で始まっている。いわゆる国民登録証制は「国内版パスポート」の配布である。

このように、国民のデータ監視、データ収容所列島化が着々と進めら

れている。こうした政府・役人主導の動きを座視すれば、この国の自由は大きなダメージを受けることは必死である。

国民共通番号を考える国会議員の会は、自由主義経済を守る立場から、この背番号制や登録証制の持つ意味を、超党派の視点にたつて点検することをめざす勉強グループである。

この会の第一回勉強会が、十二月六日（木）に、衆議院第一議員会館で、ジャーナリスの櫻井よしこ氏を講師に招いて、開催された。

(PIJ編集部)

《連載第三回》

アメリカでの社会保障番号(SSN)

濫用規制、議会の動向を紹介する(3)

- ・SSNの自発的利用の拡大放置で、困難を極める濫用規制の現状
- ・問われるSSNの濫用規制と“個”回復に苦悩する連邦議会

PIJ代表 石村耕治(白鷗大学教授)

《内容目次 要約》

- はじめに
- 問われる社会保障番号(SSN)の拡大利用
- 連邦議会による最初のSSN利用規制
- 連邦議会に再びSSN利用規制の機運の高まり
- 連邦会計検査院(GAO)『SSN利用実態報告書』(一九九九年二月)を公表
- 連邦下院歳入委員会社会保障小委員会、「社会保障番号の利用及び不正利用に関する公聴会」(二〇〇〇年五月)
- 公聴会開催の目的
- 公聴会の内容
- (二〇〇〇年五月九日)
- 以上、前二号に掲載

本号掲載分

- ・公聴会の内容(抜粋) (二〇〇〇年五月十一日)
- 《社会保障小委員会クレイ・シャウ委員長の開会の辞》
- 《カリフォルニア州選出、社会保障小委員会・上級マイノリティ委員ロバート・T・マツイ議員の開会の辞》
- 《ワシントン州選出、ジム・マクダーモット議員の陳述》
- 《ウイスコンシン州選出、ジェラルド・クレック議員の陳述》
- 《インディアナ州選出、ジョン・ホステットラー議員の陳述》
- 《テキサス州選出、ロン・ポール議員の陳述》
- 《信用情報機関連合会、スチュアート・K・プラット政府関係担当副理事長の陳述》

以下、次号以降に掲載予定

- 連邦下院歳入委員会社会保障小委員会、「プライバシーの保護と社会保障番号の不正利用規制に関する公聴会」(二〇〇一年五月)
- ・公聴会の目的
- ・公聴会の内容(抜粋) (二〇〇一年五月二十二日)
- 《社会保障小委員会クレイ・シャウ委員長の開会の辞》
- 《メリーランド州ニコル・ロビンソンの証言》
- 《ワシントンD・C、イメカ・モアンアメイの証言》
- 《ニューヨーク市警察コンピュータ捜査技術班、マイケル・ファボツィ刑事の証言》
- 《フロリダ大学(フロリダ州ゲインズビル)を代表して、学生、コリー・B・クラビットの証言》
- 《プライバシータイムズ編集・発行者エバン・ヘンドリクスの証言》
- 《金融サービス合同協議会の代理して、顧問弁護士ジョン・C・デューガン、コピングトン・アード・パーリング弁護士事務所のパートナー、の証言》
- 《全米公益調査グループ、消費者プロگرام担当理事、エドモンド・マイヤーズウインスキーの証言》

前号より続く

すでに触れたように、「社会保障番号の利用及び不正利用に関する公聴会」は、二〇〇〇年五月九日と五月十一日の両日に開催された。そこでは、各界からSSN規制立法について賛否さまざまな意見が出された。

二〇〇〇年五月九日について十一日に開催された公聴会における、いくつかの証言を翻訳・紹介する。

・公聴会の内容(抜粋)

(二〇〇〇年五月十一日)

《社会保障小委員会
クレイ・シャウ委員長の開会の辞》
社会保障番号の利用と
不正利用に関する公聴会

二〇〇〇年五月十一日

社会保障番号の利用及び不正利用に関する公聴会の二日目によろそおいでいただきました。

誰も自分のプライバシーと金融の安全は、まさに、社会保障番号が規定どおりに使われ、不正利用されていないと分かるかどうかにかかっております。

私も九日火曜日に学びましたように、社会保障番号の不正利用は、ステイプンス家のように、しばしば家族崩壊にもつながりかね

いほど急激に増加してきております。家族は、自分らの身元と信用を取り戻そうと何年も費やしているわけです。火曜日以降、国中のいたるところから電話が掛かってきまして、いかに社会保障番号が危険にさらされているかについて、同じような話が伝わってきました。

本日、社会保障番号の利用規制のプラス面とマイナス面について、もっと学ぼうではないですか。

最初に、私も、社会保障番号の利用を制限するために、その射程を変えて行くと言う提案を持つ、いく人かの議員から意見を聞くことと思います。その後で、個人のプライバシーの保護に取り組んでいる団体、さらには、業務上社会保障番号を日常的に利用している業界や政府機関の代表者から意見を聴取したいと思います。

火曜日の公聴会のときに述べましたように、政府とこの委員会の同僚からの支持を得て、私も、社会保障番号を、その不正利用からもっと確実に保護するための法律をつくることのできるわけです。社会保障省監察局長から、既にいくつかの提案をいただいております。本日、私も、こうした考えや他の考えについて、もっと学ぼうではないですか。

もちろん、私も、この複雑な

問題に対策を講じた場合の影響についても注意深く検討する必要があります。私も、プライバシーと安全をもっと保護する方法を探すのと同時に、この複雑な分野に多くありうる予期せぬ影響に対しても注意を傾ける必要があります。

この問題に関しあらゆる立場から情熱を注いでいただければ、本日も私は優れた証言を聞けるでしょう。私もはどのようなように最良の対応をしたらよいかについてのたくさんのよい提案をもらえるもではないか、と信じております。

《カリフォルニア州選出、社会保障小委員会・上級マイノリティ委員ロバート・T・マツイ議員の開会の辞》

社会保障番号の利用と

不正利用に関する公聴会

二〇〇〇年五月十一日

本日は、社会保障番号（SSN）の利用及び不正利用に関する公聴会の二日目であります。私は、この小委員会が、二日間の公聴会を持つことを非常に喜ばしく思います。

これによって、私たちは、社会保障番号が、今日の社会において、どの程度、適切、不適切に使われているのか点検することができるわけで

あります。そして、私たちは、公的部門及び民間部門の双方において、SSNの利用に影響を与える法案を検討できるわけであります。

火曜日に、私たちは、連邦会計検査院（GAO）から、社会保障番号の汎用とそうした利用に関する連邦法の無力さについて話を聞きました。また、私たちは、社会保障省監察局長から、SSNの不正利用が社会保障プログラムの公正さに対する脅威となっていることについても話を聞きました。

最も大事なことは、私たちは、身元盗用の標的となったジョン・ステイブ陸軍大佐と彼の妻、マアリー・エリザベスのご二人から、身元盗用が自分らの生活に本当に大きな問題で、どんなにインパクトを与えたかについて直接、お話を聞いたことです。

本日、共和党と民主党の議員から、SSNの利用範囲を制限する方策について、それぞれ意見を聴取いたします。また、私たちは、こうした方策を政府、企業及び市民に対し、どのように適用するのかについても、意見を聴取いたします。火曜日に聴取しましたように、そしてまた、もちろん本日も聴取いたしますように、社会保障番号は、ますます、国民の最も生の、そして最も私的な、鍵の掛かっている金融情報

に対するキーとして使われてきているわけであります。

今日の社会におけるSSNの普及は、国民が毎日行っている数多くの私的取引や公的手続を処理するのに役立つことで、国民のSSNが、情報をわが利益にし搾取しようとする者の手に落ちたときには、かえって、ひどく弱点になってしまっているわけであります。

私たちは、SSNの利用が政府プログラムの管理やビジネスの効率化に果たした役割に注目すべきでありませぬ。しかし、私たちは、プライバシーの権利や自分の個人情報コントロールする権利のような、私たちの最も基本的な権利のいくらかであっても、それが便宜性という名のものとに奪われることを認めないよう、注意しなければなりません。

私たちは、本日は火曜日双方の証人の意見を心に留めており、公正な解決を見いだせるものと、私は確信しております。

《ワシントン州選出、

ジム・マクダーモット議員の陳述》

下院財政委員会社会保障

小委員会での証言

社会保障番号の利用と

不正利用に関する公聴会

《連載》SSNの濫用規制、米議会の動き(3)

二〇〇〇年五月十一日

シャウ委員長、マツイ議員、そして小委員会の委員の皆さま方、本日、わたしが長い間関心を抱いてきた課題であります、個人確認情報の秘密性について、証言をすることを認めてくださり、お礼を申し上げます。

私は、二十年以上にもわたり精神科医として開業してきたことから、聞いた話としてはなく直接に自分で、ひとがどう考えているかが分かります。つまり、ひとは自分の個人情報を全部開示されることについては、それをどう言おうと、自分が一人でいたいということに対する苦痛の原因になるということなのです。

個人情報を守る必要性は、とくに医療産業や金融業において、数多くの新たな技術が考案されるにしたがい、ますます重要性を増してきています。コンピュータは、情報の収集、保存及び頒布する方法を革命的に変えました。十分に、強制力ある規制がなければ、こうした情報は簡単に秘密性を反故にされ、流通してしまつわけでありませぬ。

健康保険簡便法（Health Insurance Portability Act）や金融現代化法（Financial Modernization Act）のよつな法律の成立とともに、一般の人たちは、民間企業が次々と個人情報デ

《連載》SSNの濫用規制、米議会の動き(3)

データベースを構築することに対し懸念を強めてきております。数多くの企業が、顧客に対し、取引をする条件として社会保障番号の提示を求めてきております。それにもかかわらず、議会は、私たち市民の個人情報のほとんどについては、その秘密性の確保については、「相手を信じて」と言う形ばかりのウォール（壁）を設けているに過ぎないわけです。私は、一般の人々が心配するのは当たり前だ、と考えております。

五年余り前、私は、医療記録の秘密を保護するための厳格な全国スタンダードがないことから、それを定めるための法律をつくり始めました。私が解決しなければならなかった第一の問題は、どのようにして患者の身元を確認するか、そしてその確認を回避するかでした。

社会保障番号が秘密でないことは明らかであります。また、社会保障番号を本人確認番号として使うことは、ほとんどその人の名前を使うに等しいものでした。私は、社会保障番号あるいは社会保障口座に派生する番号は、個人の保健情報に関係する目的には利用しない、あるいはそうした情報の利用しないしは開示しない、と決めました。

ご承知のように、議会は、ここ数年、社会保障番号はどんな場合に、どのように利用すべきか、その解決に取り組んできました。議会が一九七四年プライバシー法を通過させたときに、初めて社会保障番号の開示と利用を制限しようと試みました。残念なことに、議会の試みはほとんど不成功に終わりました。

私たちは、センシティブな医療情報や金融情報の不正利用についての痛ましい話をすべて聞きました。私たちは、機密の個人情報が悪の手に落ちるという新たな報告を聞けば聞くほど、より多くの人たちが自分らの個人情報の安全性に関する自信を失って行っているわけでありませぬ。なぜ人々が自信を失うのかは、開示された情報の種類と量、そしてその情報がどのように利用されるのかについて、身近なことから考えなければならぬことに原因があります。

もちろん、シャララ保健・社会福祉省長官が、患者の本人確認番号として唯一無二の独自の保健番号を使う提案をしたときに、皆さま方の選挙民が大騒ぎしたことを忘れてはいないでしょう。この不成功に終わった提案は、最近のほかの問題とは異なり、注目を浴びました。しかし、これが、流れを変えることにはなり

ませんでした。

数多くの州において、何の断りもなく、運転免許証上に社会保障番号を記載しております。このため、一枚の証明書が犯罪者に一個人の氏名、住所、出生日、さらには社会保障番号を提供することにもなりうるわけです。こうした情報は、簡単に個人の身元を「盗む」のに使うことができるわけです。

皆さま方の中にはご存知の方もいるかと思いますが、私が、一九九六年に民主党大会に出席のためシカゴを訪問した直後に、ある者がイライで私になりすましを始めました。この者は、不良小切手や私のクレジットカードカード情報を手しようとした形跡を残しました。

一九九七年に、その男の被害者の一人が私の名前を見つけたことで、私は事件を知ったのです。この男は、私のクレジットカード情報は入手していませんでしたが、それでも解決まで数カ月を要しました。

幸いにも、自分のスケジュールはきつちり決まっておりますので、問題の日に自分はどこで、何をしていたのかに関する証拠書類をつくることができました。

皆さま方の選挙民の足元にご自身

を置いて見てください。誰かが自分らになりすましていたとしたら、選挙民の人たちはどう思うのでしょうか。仮に、選挙民の人たちがクレジツトを拒絶され、代位徴収機関あるいは当局から連絡があったとしたらどうでしょうか。それが、何年間でなく、何カ月であったとしても。

選挙民の人たちが、自分が誰であるか、どこにいたか、そして店、金融機関、さらには消費者信用機関に対し何を買ったのかを証明することは、莫大に骨の折れる仕事なわけです。

魔神が壺から出てきました。さあ、損害を食い止めるのは私たちの仕事であります。はつきりしているのは、この時点では、社会保障番号の秘密性を維持するのは不可能であります。議会がすべきことは、医療と金融記録の秘密性を保護するための厳格な法律をつくることでもあります。

ありがとうございます。

《ウイスコンシン州選出、
ジェラルドD・クレック議員の陳述》

下院財政委員会社会保障

小委員会での証言

社会保障番号の利用と

不正利用に関する公聴会

二〇〇〇年五月十一日

- ・公正信用報告法を改正し、信用報告機関が、社会保障番号、不掲載の電話番号、過去の住所、さらには母親の婚姻前の名前のような本人確認情報を譲渡することを規制すること
- ・本人の文書による同意なしには、社会保障番号の商用を禁止すること
- ・現行の法律が認めていない者が社会保障番号を本人確認番号として利用することを禁止すること
- ・自己の社会保障番号の利用に同意しない者との取引に応じない企業は、不正で欺瞞的な取引慣行をしたとすること
- ・州の自動車登録局が社会保障番号と写真を売却又は譲渡することを禁止すること
- ・消費者が進んで提供したのではない消費者取引記録は当該消費者の文書による承認がなければ、それを流通させるのを禁止すること

- ・消費者の明示の文書による同意がない限り、その消費者の取引情報又は体験情報をマーケティング用として売却又は譲渡することを禁止すること
- ・法律違反を民事罰や刑事罰の対象とすること

下院法案一四五〇号、個人情報ブライバシー法の逐条解説（翻訳、省略）

《マサチューセツ州選出、

エドワード・J・マキー議員の陳述》

下院財政委員会社会保障

小委員会での証言

社会保障番号の利用と

不正利用に関する公聴会

二〇〇〇年五月十一日

小委員会の委員長及び委員の方々、本日ここに、私が皆さんの前で証言することをお許しください、感謝申し上げます。

私が証言したいことは、私たちが電子商取引（e-commerce）分野に入って行った場合に、どのように消費者情報がビジネス上使われているのかといったより大きな課題のなかで、消費者の社会保障番号に関するブライバシー問題を考えてみたいということでもあります。

私たちは、電子商取引は、プロックとモルタル商取引とは質が違ふ、それよりは良質である、と聞かされています。現在、年間取引高八千六百億ドルのうち五十億ドルが、インターネットを通じて取引されているのに過ぎません。しかし、この数値は、将来に向けて徐々に伸びていくものと思われま。

そこで、私たちが考えなければならぬことは、こうした新たな現実

に立ち向かうためにこの国の法律をどのように適応させて行ったらいいのか、ということでもあります。私たちが考えなければならぬことは、ブライバシー、詐欺、ポルノ、薬物、アルコール、ギャンブル、さらには売上税に対処する法律をどうしたらいいのか、ということでもあります。わたしたちは、ニュー・エコノミーに対し古い価値観をどう描いたらよいのでしょうか。

今日私たちが遭遇している問題は、ビッグ・ブラザー（独裁者による監視社会化）ではなく、ビッグ・ブラザー（際限なく肥大化する閲覧ソフトウェア）についてであります。

現在、皆さんが振り出した小切手、クレジットカード支払などの金融記録について、金融サービス企業がそれらを他に開示することに對する保護は非常に限られています。これは、健康保険加入前に受けた健康診断記録についても同じです。

そして、インターネット上でサーフィンをし、皆さんは、さまざまなホームページから情報を収集するために、どういったホームページを見ようと、さらには、それらをどれだけ長くみようと、それを規制するルールはないわけです。皆さんがインターネットを通じて何かを購入した

とします。その買物情報を、あなたの他の個人情報とリンクさせれば、あなたのライフスタイル、興味、趣味、あるいは嗜好を組み込んだ、驚くほど詳しいデジタルファイルをつくることができるわけです。

明らかに、社会保障番号（SSN）は、顧客を拡大したいと願う数多くのネット企業や現物取引をする企業にとっては、重要な本人識別番号であるわけです。しかし、自分のプライバシーを大事にしたいという消費者もいるわけです。こうした消費者にとっては、SSNがどこでもとこる構わずに使われる個人識別番号になって欲しくはないわけです。ところが、SSNは、企業が、さまざまなデータベースにある情報の断片や塊を地球規模で探し回って見つけ出し、消費者の利害や行動を瞬時に把握できる集中電子ファイルに集約することを可能にします。

さらに大きな災いが起きる可能性もあるわけです。皆さんが、インターネットを使って、単に「Social Security Numbers（社会保障番号）」という文字を入力し、サーチをして見てください。サーチを続けていくと、他人の社会保障番号を有料で提供する、あるいは社会保障番号で氏名、住所及び電話番号とリンクできる数多くのホームページ

《連載》SSNの濫用規制、米議会の動き(3)

ーじとつながります。

データ・マイニング企業（訳注膨大な各種データの中から利用価値のあるものを掘り起こす業務を行う事業者）や私立探偵が、自分らのサービスの提供にあたり、こうしたところからSSNを手に入れたがるのかも知れません。多分、これらの企業は、消費者信用信息機関、金融サービス業者その他の事業者が持つ情報にもアクセスするでしょう。

仮に、誰かがこれらのホームページの一つから実際に一個の社会保障番号を手に入れたとします。こうしたホームページは、重要な情報をもっており、特定個人の所在を突き止めたり、あるいはその者の個人的な金融情報にアクセスするのに使うことができます。

例えば、仮に、あなたがある社会保障番号をもっており、さらに、ある個人について、その者の母親の結婚前の名前あるいは誕生日のような、利用できる他の情報を持っているとします。この場合、ときによっては、電話で、銀行からその者の個人的な詳しい金融情報を聞き出すこともすらも可能です。

現在、この「みせかけ詐欺（tax-evasion）」として知られている行為は法律に違反します。こうした行為

については、思いもしていないと言つて逃げられません。あるいは、平気で悪事をしでかす者が社会保障番号（SSN）へのアクセスをし、そのSSNを罪のない消費者のクレジットあるいは信用をつぶす身元盗用犯罪に使うとしてはいないとも言えないわけです。

さて、昨年の銀行関連法案では、企業が、消費者の個人的な、非公開の金融情報を系列以外のところに譲渡する場合に、消費者に対する拒否申立権（right to opt-out、訳注保護を求めるために拒否を申し出る義務）を認めました。この「個人的、非公開の情報」の文言には、消費者の社会保障番号も含まれます。

したがって、金融機関は、拒否の申立のあった非系列の第三者に対し社会保障番号を提供することは不可能になるわけです。ところが、系列企業に対する開示については制限がありません。さらに、金融機関と契約を交わした非系列の第三者に対しては、（SSNを含む）顧客情報の開示を認める「合併マーケティング協定」の規定を置いています。これら二つの抜け道は、権利制限的な拒否申立の義務と相まって、法案を哀れなジョークにしています。

そして今週、私たちが知らされた

ように、金融監督当局者は、こうした最小限のプライバシー保護の完全実施を二〇〇一年七月まで延期することを決定しています。

私たち議員はもっと仕事をしなければなりません。現在、現行法のもとで、私たちは、納税申告書作成業者が他の者に自分らの確定申告書を譲渡しようという場合には、事前の承諾（opt-in）を求められます。私たちは、運転免許証の情報を他に提供する場合には事前の同意するか聞かれます。私たちは、ビデオのレンタル情報についても、こうした選択ができまします。私たちは、ケーブルTVの視聴記録についても、事前の同意を得るよう求めることができます。電話の通話記録についても同じです。携帯電話の通話記録情報についても、事前の同意が要るわけです。

しかし、私たちは、センシティブな金融情報や一定の医療情報については、事前に同意を得るよう求めることができないのです。

こうした状況を改善するために、ジョー・バートン議員（テキサス州選出・共和党）と私は、下院法案三三二〇号「消費者の金融プライバシー権法（Consumer's Right to Financial Privacy Act）」を提案しております。

この法案は、系列への提供と合併マ
ーケティングの抜け道を封鎖すると
もに、金融機関が社会保障番号を含
むセンシティブな金融情報を開示す
るときには、事前に本人からその同意を得
るよう義務付けるものです。

私たちの法案は、現在、七十一年
の超党派の賛同者を得ており、上院
にも、リチャード・シエルビー上院
議員（アラバマ州選出・共和党）や
リチャード・バイアンにより提案さ
れております。

さらに、私は、ジョン・ラファルス
下院議員（ニューヨーク州選出・民主
党）及びジョン・ディンゲル議員（ミ
シガン州選出・民主党）と共同し、政
権のプライバシー保護案、下院法案四
三八〇号を出しております。この法案
は、医療情報や消費者の出費嗜好のよ
うなセンシティブ情報に対しては「事
前の本人同意（opt-in）」を、そし
て、その他消費者に関する非公開の個
人情報については、「本人の拒否申立
（opt-out）」をルールとして確立しよ
うというものです。

私は、この小委員会に、これらの
法改正、そして、さらには、私の同
僚であるウイスコンシン州選出の紳
士（クレツカ議員）の提案、つまり
社会保障番号の商業用流通又は取得
の禁止、あるいは社会保障番号の身

元確認番号としての利用の禁止を支
持するよう願っています。

委員長、本日は私に証言すること
を認めてくださり、もう一度お礼を
申し上げます。私は、消費者のプ
ライバシーに対する現在の危険に対抗
するために、本小委員会の委員長、
その他の委員の皆さんとともに作業
ができることを期待しております。

《インディアナ州選出、

ジョン・ホステットラー議員の陳述》

下院財政委員会社会保障

小委員会での証言

社会保障番号の利用と

不正利用に関する公聴会

二〇〇〇年五月十一日

委員長、本日、私は、自分の下院
法案一四九四号、「子供の納税者番
号選択法（Children Tax ID Alternative
Act）」への支持を得るために、委員
会に出席できましたことをうれしく
思います。

この超党派の法案は、宗教上の理
由で、自分らの子供たちには社会保
障番号（SSN）を入手したくない
という人々には、適用除外を定め
ようというものです。現在までに二
十三人の賛同者を得ております。

自分らの子供たちに社会保障番号

を付けないことにより、宗教上の信
念を貫こうとする人たちの足かせを
取り除こうと言うのが狙いです。子
供の納税者番号選択法は、こうした
人たちの家族に対し扶養控除（税額
控除及び所得控除双方の場合につい
てですが）を受けるときに、単にSS
N以外の選択的な方法を提供しよう
というものであります。

この委員会は、社会保障番号の拡
大利用並びに、関連利用及びこうし
た利用拡大に伴う濫用についての証
言を聴取しております。

しかしながら、合衆国市民のなか
には、SSNの拡大が自らの信仰に反す
るといふことから、それに反対する慎
重なグループがあります。これらの人
たちは、自分らの税金を払い、合衆国
の市民秩序に係わる法律やルールを進
んで守る、善良で、遵法精神に富んだ
市民であります。これらの人たちは、
オレゴン州の公立学校の教師、ワシ
ントン州の司祭、州立大学の教授、さら
には州の代議員をしております。しか
も、これらの人たちは、宗教上の教え
に従うために、近隣の人たちよりも実
質的に多くの税金を払うことを選択し
ております。

こうした選択肢を認めることは常
識になりつつあり、しかも、もはや
問題にする必要もないということに

ついては、社会保障番号利用の歴史
が示しているところであります。

一九八六年税制改正法前までは、納
税者は、扶養控除を受けるにあたり、
五歳以下のすべての被扶養者について
それぞれの社会保障番号を記載する必
要はありませんでした。一九九五年
に、年齢要件が変更され、扶養控除を
受ける者すべてに納税者番号、つまり
内国歳入法典六百十条のもとで各人の
社会保障番号、を持つように求めまし
た。そして、一九九六年に、内国歳入
庁（IRS）は、納税者番号を記載し
ない場合には扶養控除を否認する権限
を与えられました。

こうした法律の適用は何なのでしょ
うか。一九八六年の税制改正法による
変更の結果、IRSの報告によります
と、一九八七年には、一九八六年より
も七百五十万件少ない扶養控除の申請
があったとのことでした。七千七百万
の扶養控除の見積件数に対し、IRS
は六千九百七十万件の扶養控除申請が
あった、と報告しました。

これは、一九八七課税年度だけで
も連邦政府に二兆八千億ドルの歳入
増をもたらしたことになります。I
RSが言うには、扶養控除申請の急
激な落込みは、事実上、社会保障番
号の利用を義務付けたことによると
のことです。IRSは、番号の利用

が不正や濫用の潜在的な可能性を低くしたために扶養控除の申請そのものが減った、と見ています。

しかしながら、IRSは、その主張を裏付け、こうした急激な落込みの原因を見つめるための研究も報告も行っていないことから、番号の義務付けが効を奏したのかどうかは定かではないわけです。むしろ、私たちは、この落込みは、少なくともある程度まで、自分らの子供たちに社会保障番号を付けたいとは思わない親たちによる個人的な宗教上の抵抗によると信じております。

これらIRSの統計の信憑性については見解の相違がありますが、一方で、この落込みがある程度まで宗教上の抵抗に起因していることは否定できません。単純に考えて、こうした宗教上の信念をもつ家族は自分らの宗教活動をする権利について犠牲を強いられることになるわけです。

思うに、これらの法律は、不適切な扶養控除の利用を下方修正させるために実施されたのでしよう。委員長、私が強調しておきたいことは、私の法案は脱税や控除の濫用を多くしようと言つことではないのです。この法律の定めに従い、社会保障番号なしに子供を対象とした所得控除

《連載》SSNの濫用規制、米議会の動き(3)

ないしは税額控除を受けようと求める親たちには、何らかの公的な証明の形式を求められるでしょう。

(1) 自分らの信仰を証した宣誓供述書、(2) 見識のある第三者からの宣誓供述書、そして、(3) 証拠書類、つまり納税者と被扶養者との関係を証明する出生証明、医療記録、通学記録若しくは保健記録があれば、これら家族に対するSSNの適用除外申請ができるものとすべきであります。

こうした適用除外を設けることについては、過去に例がないわけではありませんが、現在、数多くの市民が信仰を理由に社会保障への加入を免除されており、また、現在、一定の修道会の神父や修道士で、連邦社会保障プログラムに反対している人々には、連邦個人事業主税の免除が認められます。ところが、納税申告書の提出を義務付けられる場合に納税者番号を提示しない例外はありません。まさに、この点が私の法案の狙いとするところであります。

法律は守らなければなりません。多くの家族は、自己の信仰に反するよりは、むしろ扶養控除額に相当する何千ドルをも任意に没収されるのを選んでいきます。思うに、私たちの政府が、こうした選択を市民に強制していること

は不正義であります。しかも、私たちは、それを正しいこととして押し通してきているわけであり、私の法案、下院二四九四号は、この不正義を取り除き、アメリカのすべての納税者の信仰を守ることにより、この国の税法典に公正さを回復させようとするものであります。

《テキサス州選出、

ロン・ポール議員の陳述》
下院財政委員会社会保障

小委員会での証言

社会保障番号の利用と

不正利用に関する公聴会

二〇〇〇年五月十一日

委員長、統一基準に基づいた本人識別番号であります社会保障番号の不正利用という重要な問題に関する公聴会を開催いただき、ありがとうございます。

どう見ましても、社会保障番号は、社会保障プログラムの管理に使う行政上の道具から、事実上の国民背番号 (de facto national ID number) に変化してしまっており、今日、ほとんどの国民は、社会保障番号なしに、仕事、結婚、銀行口座の開設、あるいはフィッシング (釣魚) 許可すらも得られません。

多くの病院では、新生児を退院させる前に、その親たちに社会保障番号を取得するように求めています。さらに、死亡証明書の発行について、多くの州では、故人が社会保障番号を持っていることを条件にしています。

議会は、いかなる意味においても、国民背番号をつくる目的で社会保障制度を構築したわけではありません。事実、議会は、社会保障番号の創設を直接、立法で認めたことはありません。議会は、単に、「適切な記録保存及び本人確認システム」の創設を認めたに過ぎません。

それなのに、事実上、社会保障番号が、内国歳入庁 (IRS) の創設した国民背番号であるかのような状況です。

社会保障番号は一九六〇年代まで一般的な身元確認番号ではありませんでした。社会保障番号の利用に関する関心の高まりに因って、議会は一九七四年プライバシー法を通過させました。その理由は、「議会は、一定の情報システムの不正利用により、個人の雇用、保険やクレジット、さらにはデュープロセス (適正手続) やその他の法的保護を受ける権利を確保する機会が危険にさらされていると判断した」ことにあります。

一九七四年プライバシー法は、

「いかなる連邦、州、地方団体の行政機関も、個人が自己の社会保障番号の提示を拒否したことを理由に、法律により当該個人に与えられた権利、給付又は特典を拒否することは違法である。」と定めております。これは、個人の自由を守るといふことでは、必要かつ妥当なステップであります。

しかし、残念なことに、プライバシー法の文言は、議会が随意に、社会保障番号の利用を義務付けることを許しております。事実、プライバシー法の通過後たった二年しか経っていないのに、議会は、州の行政機関が、社会保障番号を、納税、車両登録や運転免許証明の身元確認番号として利用するのを認めました。

プライバシー法の通過以降、議会は、社会保障番号の利用を拡大し、統一身元確認番号のように使うことに、すべての面で余りにも意欲的です。例えば、一九九六年に、議会は、雇用主に対し、「新規雇用」データベースの一部として被用者の社会保障番号を記録するように義務付けました。

一方、一九九八年には、連邦議会の二百十人の議員が、各州がその市民に対し投票権の行使をする場合には事前に社会保障番号の提示を義務

付けるのを認めました。

委員長、私のつくった法律、「自由とプライバシー復活法 (Freedom and Privacy Restoration Act)」、「下院法案二二〇号」は、連邦もしくは州の機関が社会保障システムの管理に直接関係のない目的に社会保障番号を利用するのを禁止するものです。

私が、この法律を最初に一〇六回議会に提出した日以降、私の事務所には、国中の人たちから、数えられない位の電話、手紙、ファックス、さらにはeメールをいただいております。これらの人たちは、自分の国民背番号を、雇ってもらうため、銀行口座の開設あるいは魚釣りをするために暴露しなければならぬことについてうんざりしてしまっております。

連邦の銀行業規制当局者の推す「顧客確認」スキーム、運転免許証を国民背番号カードにしようとする州の企て、さらには、クリントン政権の「医療プライバシー」管理案、こうしたものに対する一般の人たちの強い憤りは、まさにアメリカ国民が「監視国家 (surveillance state)」化に対し、いかに抵抗感をもっているかを暴いております。これらの国民は、議会がこのような問題を引き起こしたのであり、議会がこの問題を解決すべきである、と

考えております。

善意なのでしようが、議員の中には、焦点を民間企業による社会保障番号の利用に絞っている方もおります。しかし、これは、民間部門は、IDとしての社会保障番号の利用については、単に連邦政府の指導に従ってきたという事実を無視する見方です。多くの場合、私企業による社会保障番号の利用は、政府からの直接の命令によっております。

銀行が社会保障番号を顧客の身元確認番号として使っている例を見ても、これは、連邦政府が納税申告目録で、社会保障番号の利用を銀行に義務付けているからであります。仮に連邦政府が、社会保障番号を本人確認番号として利用するのを止めたとしても、そうしますと、大多数の私企業は、もちろんその可能性は顧客が歓迎するかどうかによりますが、顧客の求めに応じて社会保障番号の利用を止め、他の標準的な身元確認番号を使うものと思えます。

私が望むのは、私たちは議会において、自分らが原因で起した問題に対し、連邦の規制権限 (police power) に対する憲法上の限界を無視することで、あるいは「プライバシーの保護」の名の下に企業に対し新たな規制を課すようなことで、言い

訳をするのを再び許してはならないと言うことです。連邦が、私企業に対して規制を課すことは、消費者が注目しすぐに購入したいと思う新製品を出す能力のような、企業が改良したサービスを提供することを妨げることにつながり、消費者の利益を害することになります。また、こうした規制は、さらに私的な契約で解決すべきことに対する政府の介入を招くことにもなるわけです。

さらに、政府の、いわゆる「医療プライバシー保護」案を見れば分かりますように、連邦の「プライバシー保護法」は、実際には、州に対し優先的な個人情報へのアクセスを認めているために、逆にプライバシー侵害的にもなり得るわけです。

最後に、私は、いかなる民間機関も、連邦政府ほど巨大な規模で個人の自由を濫用できる力をもっていない、と言った私の同僚の言葉を思い起こしております。

いずれにしても、消費者は、ビジネスをする場合に民間企業が社会保障番号を求めてきたときに、これを拒否する権利をもっています。ところが、市民は政府機関と手続を進めるときには、法的に拒否することができないわけです。さらに、重要な

《連載》SSNの濫用規制、米議会の動き(3)

プライバシー侵害事件のほとんどは、内国歳入庁（IRS）のファイアの濫用から、メディケア（Medicare）の職員がメディケア患者名簿を保健維持機関（HMO Health Maintenance Organizations）に売却していたケース、双方の政党が政権にあつた当時のFBIによる濫用まで、政府機関によって引き起こされております。したがって、議会は、規制の対象を、連邦政府による統一本人識別番号としての利用を原因とする自由への脅威に焦点を絞るべきであります。

最後に、私は、小委員会が、社会保障番号の利用と濫用に関する公聴会を開催しましたことに対し、もう一度お礼を申し上げます。この公聴会が、社会保障番号の国民背番号としての利用をストップさせるための議会の行動への最初のステップとなるように望んでおります。

《信用情報機関連合会、

スチュアート・K・プラット

政府関係担当副理事長の陳述》

下院財政委員会社会保障

小委員会での証言

社会保障番号の利用と

不正利用に関する公聴会

二〇〇〇年五月十一日

委員長及び本小委員会の委員の皆さま、私は、スチュアート・K・プラットと申します。信用情報機関連合会（ACB = Associated Credit Bureaus, Inc.）の政府関係担当副理事長をしております。

私も、一般にはACBとして知られております。ACBは、当地ワシントンD.C.に本部を置き、不正防止やリスク・マネジメントの商品、信用記録や抵当記録、テナントや雇用審査サービス、小切手不正や証明サービス、さらには債権徴収サービスの提供を業務としている五百の消費者情報会社を代表する国際的な業界団体であります。

私どもの加盟会員は、次のような観点から、この国における銀行及び小売クレジット制度の安全と健全さに貢献する情報インフラとしての役割を担っております。

- ・ 第二次抵当証券市場の効率化のため、抵当コストに関する平均二百の基準ポイントで消費者の負担を少なくできるようにしていること

- ・ 申請者のデータを暗号化し、これによって不正の発生を少なくすることで、電子商取引やブロック・アンド・モルタル事業を支援すること

- ・ 子女扶養執行機関がその使命を果たすのに必要な情報ツールを用意し

てやること

・ 州が不正な公的給付を少なくできるようにしてやること

私も、この公聴会が、わが社会における社会保障口座番号の重要性について検討するとともに、この番号の不正利用をめぐる環境についての理解を広げることが強調するよう勧めたいと思っております。

私は、とくに、わが業界で社会保障番号（SSN）がどのように利用されているのか、そしてこの番号の重要性について陳述したいと思っております。それに先立ち、私は、消費者信用情報機関とは何か、消費者記録には何が入っているのか、そして、わが業界を規制する法律について、簡潔に説明しておいた方がよいと考えました。

〔消費者信用情報機関と消費者記録〕

消費者信用情報機関（consumer reporting agency）は、各消費者の支払パターンとともに、さまざまな種類のクレジット債務に関する情報を保有しております。これらの機関が蓄積するデータは、公正信用報告法（合衆国法典十五巻一六八一頁以下）の厳格な規定のもとで、債権者など消費者のファイルを見ることが許されている者の利用に供されてお

ります。

* 私どもの加盟会員は、約1億8千万の与信を受けている消費者がいると見積もっております。私どもの加盟会員が他社と競争しておりますが、各消費者は複数の信用履歴をもっていると思っております。

消費者の信用履歴は、さまざまなクレジット口座やその他何千ものデータ提供者から提供された債務に関するその消費者の支払について任意に提供された情報で構成されています。こうしたデータ提供者には、クレジット与信者、就学ローン保証人、それから子女扶養執行機関などが含まれます。また、消費者のファイルには、破産申請、判決、あるいは先取特権など、公的な記録も含まれています。また、注目すべきことは、これらの種類のデータ源には、しばしばSSNも付されていることです。

データの正確さや的確な本人確認をするために、私どもの加盟会員は、一般に、消費者の氏名、現在及び過去の住所、社会保障番号（ただし、消費者から任意提供された場合）及び雇用先のような情報を保存しております。このデータは、その正確性と完全性を確保するために、定期的にシステムの中に挿入されています。

* この国には、数多くの信用報告制度があります。ACB加盟会員の中で、最もよく知

られた三大システムとしては、ジョージア州アトランタにあるエクイファクス(Equifax)社、カリフォルニア州オレンジにあるエクスペリアン(Experian)社、イリノイ州シカゴにあるトランス・ユニオン(Trans Union)社があります。

これらのシステムは、自社保有データに加え、ACB加盟会員である四百を超える地域の独立系の信用情報機関に対し情報処理サービスを行っております。

注目すべきことは、興味があるのかと思いますが、私どもの加盟会員のシステムにある大多数のデータは、ほとんどの皆さんが望んでいるようなことを単純に確認するものであるという点です。つまり、消費者が期日に支払をしており、責任を果たしているのかとか、クレジット・リスクに強いのか、と言ったことです。これは、他の諸国で運用されているシステムとは対照的といえます。例えば、日本やイタリーでは、マイナステータだけを保存し、消費者には自分の金融データに関し責任ある管理をすることが認められていません。

みなさんが、私どもが、自分らのファイルに何を保存しているかを知ることと共に、私どもの加盟会員が消費者記録を提供するのに使っているファイルの中に、どういった種類の情報を保存してはいけないのかわかることは、重要です。私どもの加盟会員は、消費者がクレジットを使

って何を買ったのか(例えば、冷蔵庫、衣類など)、あるいは特定の銀行カードをどこで使ったのか(例えば、どこの店でその消費者が常連となっているのかなど)については、知っております。

また、私どもの加盟会員は、消費者記録の利用に基づいて、その消費者がいつクレジットないしは他の利用を断られたのかなどについての記録を保存しておりません。医療データはデータベースの一部にもなっておりませんが、また、いかなる銀行口座情報も消費者記録としては利用できません。

「公正信用報告法(F.C.R.A.)」

私どもの業界について一通り説明をしました。さらに、私どもは、小委員会の皆さま方に、この業界を規制する法律に関して基本的な理解をしていただくことが重要である、と考えます。

公正信用報告法(F.C.R.A. Fair Credit Reporting Act)は一九七〇年に制定されましたが、一〇四回議会での信用報告改正法の通過に伴い大きく改正されました。議会、私どもの加盟会員、債権者や消費者グループは、この国で最初に制定された(一九七〇年)プライバシー法をつくる近代化のために働き、六年を費やし

ました。この制定作業の結果、完全かつ将来も見据えた、現行のような法律になったわけです。公正信用報告法(F.C.R.A.)は、個人の権利と、市場主義経済の必要な競争的な消費者記録システムを維持しななければならないと言う経済的な利害をうまく調和させた例として、役に立っているわけです。

F.C.R.A.は、有益なプライバシー立法であり、六百四条のもと、「合法的な目的での記録」の表題で、消費者の記録の利用を適切に狭く制限することで、消費者を保護しています。

日常的な消費者ファイルの利用例としては、与信、決済口座の審査、それに徴収手続があげられます。また、例えば、信用記録は、子女扶養執行機関が扶養義務者の扶養水準を決める際にも利用されております。

消費者記録に入っている情報に関するプライバシー保護以外にも、F.C.R.A.は、消費者に対し、アクセス権、不正確な情報について争い、それを訂正あるいは削除してもらう権利、さらには不法な目的で消費者の情報にアクセスした者を訴える権利など、一定の権利を消費者に保障しています。また、この法律は、消費者信用情報機関とそのシステムへの情報提供者との間で、データの正確

性について責任を分担することについても定めています。

「社会保障番号(SSN)の利用」

さて、私どもの業界が社会保障番号(SSN)をどのように利用しているかの問題に戻らせてください。

公正信用報告法(F.C.R.A.)のもと、私どもの業界は、消費者記録について、できる限り最大限の正確性を確保するための合理的な手続をとる「ように義務付けられております。さらに、私どもは、自分らの顧客に対し、求められた特定の個人についてのデータだけを正確に抽出できるようにシステムを設計しなければなりません。

私どもは、異動性が高い社会において、このような二つの使命を、データベース構築の条件としてだけではなく、私どものシステムの中にあるファイルが的確に本人確認できるという条件との双方を満足した上で、達成しなければなりません。次のことを考えてください。

・連邦国政調査局(U.S. Census Bureau)によると、毎年、この国の約十六%が異動する。これは、かなりの数の住所が毎年変ることを意味する。(これは、約四千二百万人の

国民にあたる。))

・全米保健統計センターによると、毎年、二千四百万件の結婚と千二百万件の離婚があると見積もられている。婚姻・離婚は、しばしば住所や姓の変更を伴う。

・一九九八年に、合衆国には、六十万軒の休暇用家屋又は別荘があった。消費者は、長期間休暇用家屋又は別荘に滞在する場合には、しばしば請求書の送付先を滞在先に変更する。また、債権者によっては双方の住宅の住所に請求書を送らせている場合もある(出典:全米不動産業者協会の推定による連邦国政調査局空家調査)。

このようなデータは、私どもの加盟会員が、身元確認データに変更がある度に、困難に直面することを明確に示しています。

この社会の異動性の高さから見て、社会保障番号は、データの質を確保するのに非常に重要な役割を演じております。私どもの加盟会員は、月に二十億項目のデータを処理しております。こうした項目は、信用歴データと本人確認情報の組み合わせです。

消費者が結婚又は離婚に従い、家族名を変えたり、あるいは新たな住所に異動した場合には、いずれのケ

《連載》SSNの濫用規制、米議会の動き(3)

ースもごく一般的ではありませんが、SSNはファイル上は最も安定した本人確認要素であるわけです。第一に、SSNは、新たなクレジット申込みをする、公共サービスの提供を求める、さらには新たな住宅を借りるあるいは購入するといった、人生の節目、節目を正確に消費者のファイルで確認することに役立ちます。

消費者は、消費者記録をこれらすべての必要な取引に利用できる期待しています。第二に、消費者は、自分のファイルが正確であるように望んでいます。そして、SSNは、消費者が名前や住所の変更に伴い債権者を変えている最中であっても、私どもがファイルを正確に維持するのに役立ちます。

また、SSNは、一般に所在確認サービスと呼ばれております情報商品の生産に使われ、批判的的になっています。私どもの加盟会員の場合は、本人確認サービス・グループと呼ばれる団体のもとで私どもの多数の加盟会員などが自発的な意思でつくった商品に対するアクセスに限られています。

こうしたサービスは、広く利用されております。その利用先は、例えば、子の監護をしない親の所在を突き止めるようにとする子女支援執行機

関、受益者の所在を確認しなければならぬ年金基金、犯罪者や証人の所在を確認しようという取締当局、任意に請求書の支払をしない者の所在を突き止めなければならない保健介護プロバイダーなどです。

さらに、SSNは不正防止用情報商品にも利用されています。消費者が商品やサービスの申込みをした場合に、こうした情報商品は、当該申込みを認証あるいは証明し、企業が問題のない消費者と取引をしているかどうかを確かめるために利用されています。これは、プロック・アンド・モルタール業はむろんのこと、電子商取引の場合にも同様です。仮に、申込者のデータが一致しない場合には、企業は、その消費者の身元を確認するために追加的な手続を取ることになり、したがって、不正を防止できるわけです。

〔不正防止と身元盗用〕

小委員会によるこの公聴会について掲載した新聞発表の中で、皆さまはSSNの潜在的な不正利用についてあげております。私どもの業界は、不正に警鐘を鳴らす提案をしてきた伝統をもっております。こうした努力は、新しいテクノロジーの利便、しっかりとした手続や教育に焦点

を置いてなされております。

この十年の間に取られた次のような努力に注目ください。

・一九九三年に、ACBは不正と安全作業部会を設置

・一九九四年に、データの不正利用により詐欺を犯した顧客について、ACB加盟信用情報機関の他の会員に対する通知に使う「会員警告フォーム」を開発、導入

・全米消費者信用報告システムに対する詐欺の発生を知らせるときに与信者が使う「統一詐欺情報フォーム」を開発

〔以下、邦訳は中略〕

〔結 語〕

最後に、皆さま方にはお分かりになると思いますが、私どものSSN利用の大部分は、この国における最も先進的なプライバシー法であり、最も公正信用報告法(FICRA)のもので規制されております。

法律の範囲を越えて、私どもの加盟会員は、FCRAの枠外で使われるSSNの自主的な規制についても、経験を有しております。一つの特定の情報要素だけが、身元盗用の鍵を握っているわけではありませぬ。現在のテーマについては、すべ

ての要素の中でバランスよく考えるべきであります。

SSNの利用制限を厳格にする法律は、消費者を犠牲にし、合法的なビジネスの中から詐欺防止手段を取り上げるだけのように見えます。

詐欺を防ぐには、逆に、情報の相互エックができるようにしなければなりません。データベースを正確に維持するには、幅広い本人確認要素を維持できなければなりません。SSNの利用ができないとなると、私どもはデータベースを正確に構築することや、記録を正確に確認すること、さらには、不正防止や認証手段の開発による真の犯罪防止の支援をすることは難しくなります。

今回、証言の機会を与えてくださり、ありがとうございました。


〔以下、添付資料の邦訳は省略〕

本号の記事の一年後、二〇〇一年五月に開催された、連邦下院歳入委員会社会保障小委員会「プライバシーの保護と社会保障番号の不正利用規制に関する公聴会」における証言内容は、次号以下に掲載予定

ComTJのHPに新着情報

コンピュータックス・ジャパン（日本コンピュータ税務研究機構）のホームページに、新しい日本語論文が掲載されました。PIJのホームページ（http://www.pij-web.net）のトップページにある「日本コンピュータ税務研究機構」の文字をクリックすると、ComTJのページが表示されます。このページの「日本語論文」をクリックしてください。下記の2つの論文の閲覧とダウンロードができます。


サイバー税務研究 No1(2001年 12月)
アメリカにおける非弁護士の税務訴訟代理資格制度

NO. 1 2001/12/17 発行  [Down Load](#)

税理士法の改正により、わが国の税理士に出庭陳述権が与えられることとなりました。アメリカの連邦租税裁判所における非弁護士の訴訟代理資格試験制度を参考として、この問題をグローバルな視座から検討します。

- ・ アメリカの税務専門職制度と税務訴訟代理 2P
- ・ 特例試験化の経緯と試験制度改革の動き 18P
- ・ わが国での課題 - 税務訴訟における出庭陳述権 21P

サイバー税務研究 No2(2002年 1月)
グローバルな視座から見た電子申告のあり方

NO.2 2001/12/16 発行  [Down Load](#)

わが国においても 2003 年より電子申告が導入されようとしていますが、開かれた電子申告のシステムとはどのようなものでしょうか。先進国を例に取りながら検討するとともに、わが国税理士制度との接点を探ります。

- ・ はじめに 1P
- ・ 世界の電子申告事情 4P
- ・ わが国での電子申告検討の経緯と実験の開始 9P
- ・ 電子申告の普及と電子申告代行業者の課題 14P
- ・ 課税庁との接続方法と申告ソフトウェアをめぐる課題 31P
- ・ 電子申告の方法・手順 33P
- ・ 納税者確認の手段 50P
- ・ 納税者等の認証とセキュリティ確保の課題 51P
- ・ 添付書類をめぐる課題 57P
- ・ 電子申告制度の評価 67P

CNNニュースのページとあわせて、ぜひ、アクセスしてみてください。

《連載》SSNの濫用規制、米議会の動き(3)

編集及び発行人

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)
東京都豊島区西池袋 3-25-15 IBビル10F 〒171-0021
Tel/Fax 03-3985-4590 編集・発行人 高橋正美

Published by
Privacy International Japan (PIJ)
IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro
Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan
President Koji ISHIMURA
Tel/Fax +81-3-3985-4590

<http://www.pij-web.net>
2002.01.20発行 CNNニュースNo.28

入会のご案内

入会いただいた方には、季刊CNNニュースをお送りします(年4回刊)。
年会費 正会員10,000円、賛助3,000円
(ともに年間購読料 3,000円含む)

NetWorkのつばやき

- ・ 21世紀最初の年は、日本の国民層背番号制廃止に向けて少し前進があった。
- ・ 21世紀2年目は、国民層背番号制を実施前に廃棄する年にしたい。
- ・ とりあえずみなさんよいお年を

(T)